

基本目標 3 みんなの顔が「つながるしくみ」をつくろう!

基本施策

- ・ (1) みんなが「つながるネットワーク」をつくろう

現状と課題

- 福祉の領域で考えていた課題も、雇用、教育、住居の確保など住民が抱える生活課題も、従来の福祉領域では対応しきれない複合多問題となっています。例えば、「ごみ屋敷」問題などで明らかになった、自分で飲食や体調の管理、最低限の衛生状態の保持、金銭管理をしない、あるいは、する気持ちが起こらずに関心を持たなくなるため、自身の安全や健康が脅かされる「セルフネグレクト」の状態の人々もいます。
- 支援を必要とする生活状態にありながらも、適切な支援を受けられない状態が長期化し、問題がより深刻なものになり、場合によっては孤立死や虐待死などの痛ましい結果につながることも考えられます。
- 高齢者・児童等に対する虐待や、孤立死、セルフネグレクトなどの深刻な福祉課題に対応するには、その予防のために、民生委員児童委員、小地域ネットワーク活動をはじめとする地域住民による要援護者の発見や見守りが重要です。また、地域住民だけで解決できないケースについては、各専門相談支援機関との連携が不可欠になります。

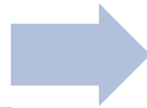
市民の声

- 住民アンケートによる隣近所で困っている世帯があった場合、“手助けできること”の第1位が「安否確認の声かけ」、第2位が「話し相手」、第3位が「ちょっとした買い物」となっています。

めざす姿

計画スタート時

- ・小地域ネットワーク活動による見守り活動を推進している状況です。



平成32年度（2020年度）時

- ・CSWを中心とした地域福祉ネットワーク会議の推進をめざします。

施策・取組みの方向性

- 高齢者や障害のある人等が、住み慣れた地域で孤立せず安心して暮して行くためには、病気や災害に備えた支援体制を確保することが大切です。日頃から地域において、支援が必要な人を把握する地域の見守り活動を推進します。
- また、地域で解決が困難なケースについては、専門相談支援機関との連携により課題解決に取り組みます。
- 分野を超えた専門職などによる地域福祉ネットワーク会議を設け、日常生活圏域・小学校区での福祉課題についての議論を重ね、泉佐野市地域福祉推進審議会へ意見具申を行います。

成果目標

成果目標	現状	中間年度	最終年度
	25年度	29年度	32年度
地域福祉ネットワーク会議での課題解決案件数	—	2件	4件

活動指標

活動指標	現状	中間年度	最終年度	
	25年度	29年度	32年度	
①小地域ネットワークによる見守り対象ネット数	1,710 ネット	1,900 ネット	2,100 ネット	
②地域福祉ネットワーク会議の開催回数	—	2回	4回	
③専門機関によるケース検討会議開催数	CSW	48回	55回	60回
	地域包括支援センター	48回	65回	80回
	基幹相談支援センター	29回	35回	40回

基本目標3 みんなの顔が「つながるしくみ」をつくろう！

- ・基本施策（1）みんなが「つながるネットワーク」をつくろう

①

要援護者を発見し、地域とともに支えるネットワーク

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●ご近所の人と積極的にあいさつや声かけを行うようにし、ご近所付き合いを大切にしましょう。 ●自分の近くの助けてほしい人（要援護者）に気づきましょう。 ●自分の近くの助けてほしい人（要援護者）を発見したら、相談機関につながりましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ●町会・自治会活動による地域コミュニティを推進しましょう。 ●民生委員児童委員による取組みを推進しましょう。 ●小地域ネットワークの取組みを推進しましょう。 ●地域の絆づくり登録制度の活用による平時からの取組みを推進しましょう。 ●専門相談支援機関と連携しましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●要援護者を発見する仕組みを構築します。 ●孤立防止に取り組みます。 ●小地域ネットワークをはじめとする地域福祉活動に対し支援します。 ●地域の絆づくり登録制度の活用により、平時からの取組みを推進します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ●【関係課】要援護者を発見する仕組みを構築します。 ●【関係課】地域の絆づくり登録制度の活用により平時からの取組みを推進します。 ●【高齢介護課】緊急通報装置の貸与を推進します。 ●【高齢介護課】高齢者虐待防止のネットワークを推進します。 ●【障害福祉総務課】障害者虐待防止のネットワークを推進します。 ●【子育て支援課】こども虐待防止のネットワークを推進します。 ●【人権推進課】人権侵害ケースワーク事業を推進します。 ●【環境衛生課】ふれ愛収集事業を推進します。

基本目標3 みんなの顔が「つながるしくみ」をつくろう！

- ・基本施策（1）みんなが「つながるネットワーク」をつくろう

②

セーフティネットのための地域福祉ネットワーク会議の設置

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	<ul style="list-style-type: none">●地域活動に参加し仲間をつくりましょう。●支援が必要な人に気づきましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">●地域において横のつながりを密にして見守りを行いましょう。●各機関が連携を取り合って、安否確認等の情報交換を行いましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none">●CSWによる制度の狭間や複合多問題への対応を行います。●地域包括ケア会議により保健、医療、介護、福祉などの連携を図ります。
市	<ul style="list-style-type: none">●【関係課】セーフティネットワークに参画し課題解決に向け連携を図ります。●【障害福祉総務課】CSWによる制度の狭間や複合多問題へ対応します。●【障害福祉総務課】CSWを主体として関係各機関の参画による福祉課題解決のための（仮称）地域福祉ネットワーク会議を開催します。

基本目標3 みんなの顔が「つながるしくみ」をつくろう！

- ・基本施策（1）みんなが「つながるネットワーク」をつくろう

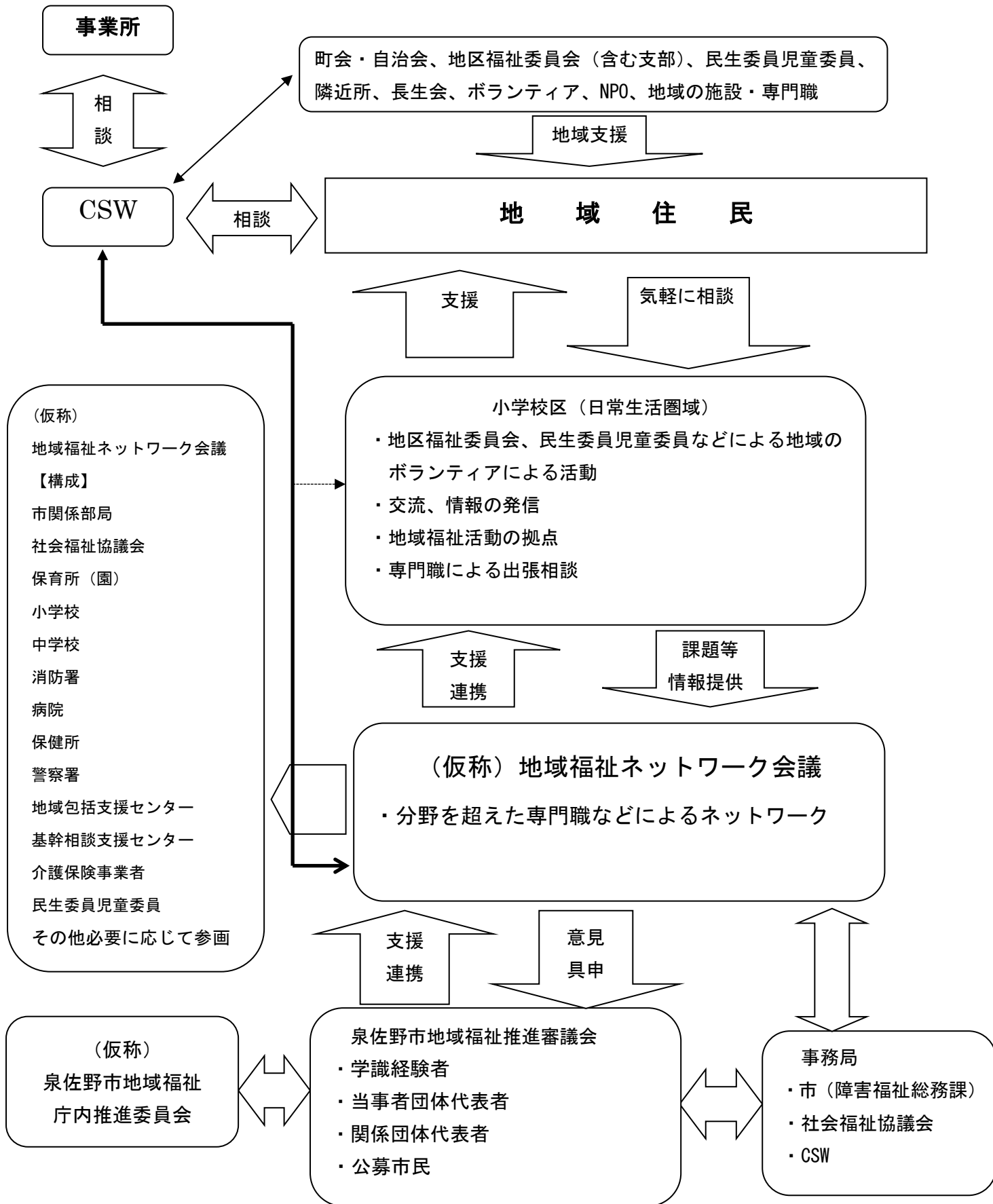
③

専門機関によるネットワーク

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	●自分だけで解決ができない複雑困難な問題に直面した時は、身近な相談窓口、専門相談支援機関に相談しましょう。
地域	●医療・保健・福祉・法律に係わる専門機関が協働して困難事例に取り組みましょう。
社協	●地域包括ケア会議を推進します。 ●地域包括支援センターの運営を行います。 ●基幹相談支援センターの運営を行います。
市	●【障害福祉総務課】地域福祉に関する相談支援機関のネットワークづくりに取り組みます。 ●【高齢介護課】地域包括支援センター事業を推進します。 ●【障害福祉総務課】基幹相談支援センター事業を推進します。 ●【障害福祉総務課】コミュニティソーシャルワーク事業を推進します。 ●【関係課】各種専門相談支援機関の機能強化に取り組みます。

泉佐野市セーフティネットの構築



基本施策

・（２）みんなが「相談しやすいしくみ」をつくろう

現状と課題

- 市民が気軽に相談できるように、市や社会福祉協議会に様々な相談窓口を設置しています。また、地域の身近な存在である民生委員児童委員をはじめとする方々が、相談窓口として活動しています。
- 本市においては、平成18年度、高齢者の総合相談機関である「地域包括支援センター」、おもに制度の狭間にある方を対象とした「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」、平成24年度、障害者の総合相談機関である「基幹相談支援センター」を設置しています。地域での集まりの際に、各相談機関の職員が講座を行ったりしながら周知や親しみやすさの向上を図っています。今後、より地域との連携を深めるため認知度を向上させることが必要となっています。
- また、各分野に対応した相談窓口が多数存在するため、どこに相談すればよいのかわからない人を適切につなげる仕組みづくりが大切です。
- 特に誰にも相談せずに自分ひとりで問題を抱え込み事態が深刻になるケースもあり、各専門相談支援機関はアウトリーチの強化が必要となっています。
- 地域住民とのネットワークを活かして、制度の狭間の問題を発見し、関係機関との連携によって課題解決を行うことを目的に「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」を市内の4法人に配置し取り組んできました。今後は、本計画の第3章 計画の重点項目、『コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を中心とした相談支援体制の確立』を踏まえ、相談者の問題解決のためには、各種の相談窓口が、連携することが大切であるため、地域福祉ネットワーク会議を設置し、セーフティネットを整備する必要があります。
- 平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行されます。障害者サービス、高齢者サービスなどの既存のサービスを受けられず、制度の狭間などで生活困窮に陥っている可能性のある人が地域の中、あるいは市や市社協などの行政機関等へ相談に来た人の中にも潜在的に埋もれていると考えられます。こうした人は、単に経済的に生活困窮に陥っているだけでなく、家庭や暮らしの中で様々な課題を抱え、社会的に孤立している可能性が高くなっています。本市では、市庁舎内に生活課題を受け止める総合相談支援の体制を整え、そのうえで、就労準備の支援や家計の相談、貧困の連鎖の防止のための学習支援などを既存の制度の活用も踏まえ、地域の様々な機関との連携によって事業を進めていきます。

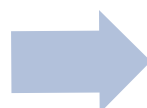
市民の声

- 相談先が分からない。
- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を知らない。
- CSWについて宣伝不足、具体的対応が良く見えない。
- 誰にも相談したくない。

めざす姿

計画スタート時

- ・CSWのことを知っている人が少ない状況です。



平成32年度 (2020年度)時

- ・地域福祉に関わる人々がCSWのことを知っていることをめざします。

施策・取組みの方向性

- 住民アンケートによると、困ったことが起きた時の相談相手の大部分が「家族・親族」「友人・知人」等になっています。自分達、地域で解決できない複雑多問題の困難なケースについては、各専門相談支援機関へスムーズにつながる事が大切です。そのためには、各専門相談支援機関のネットワークによる連携とその認知度向上に取り組めます。
- 市役所庁舎内に（仮称）泉佐野市自立相談支援センターを設置し、生活困窮者への伴走型支援の取組みを進めます。また、関係各機関と連携し、既存の事業や制度、新たな事業による支援の方策を検討していきます。

成果目標

成果目標	現状	中間年度	最終年度
	25 年度	29 年度	32 年度
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の認知度	24.2%	35.0%	50.0%

活動指標

活動指標		現状	中間年度	最終年度
		25 年度	29 年度	32 年度
①	CSW の相談件数	782 件	1,000 件	1,200 件
	地域包括支援センターの相談件数	3,005 件	4,000 件	4,700 件
	基幹相談支援センターの相談件数	1,200 件	1,350 件	1,500 件
	権利擁護支援センターの相談件数	—	110 件	140 件
②生活困窮者相談件数		—	710 件	860 件

基本目標3 みんなの顔が「つながるしくみ」をつくろう！

・基本施策（2）みんなが「相談しやすいしくみ」をつくろう

①

地域福祉のワンストップ相談窓口の設置

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	<ul style="list-style-type: none">●身近な相談相手をつくりましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">●困っている人に気づきましょう。●近所の人に相談されたら聞いてあげましょう。●住民だけで解決できないことは、相談機関を利用しましょう。●スマイルサポーター制度を活用しましょう。●社会貢献事業（施設CSW）を活用しましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none">●心配ごと相談事業を推進します。●各種専門相談支援機関の認知度向上を図ります。●地域包括支援センターの運営を行います。●基幹相談支援センターの運営を行います。●権利擁護支援センターの運営を行います。
市	<ul style="list-style-type: none">●【関係課】各種専門相談支援機関の認知度向上を図ります。●【障害福祉総務課】コミュニティソーシャルワーク事業の充実を図ります。

基本目標3 みんなの顔が「つながるしくみ」をつくろう！

・基本施策（2）みんなが「相談しやすいしくみ」をつくろう

②

生活困窮者に対する自立相談支援

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者への支援という新しい仕組みについて理解を深めましょう。 ●生活困窮者に対し、住民がお互いに目を向け、気づき合うとともに、困った時は早めに相談するよう声掛けをしましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で孤立しがちな人を、地域の人同士で気づき合える環境をつくりましょう。 ●支援が必要な人に対し、町会・自治会や民生委員児童委員など地域の窓口となる人を通じて、市の相談窓口へ相談に行きやすい雰囲気づくりをしましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●生活福祉資金貸付の相談から自立相談支援センターへとつなぎます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ●【生活福祉課】様々な生活課題を受け止めることができる総合相談窓口を市役所庁舎内に設け、相談を受け入れる体制を整備します。 ●【生活福祉課】相談者の生活困窮の状況を適切に把握し、個々に応じたサービスを提供できるよう、伴走型の支援を行っていきます。 ●【生活福祉課】多様な生活課題を抱えた生活困窮者が、自立した生活を送ることが出来るよう、関係各機関と連携をとって、就労準備の支援や家計相談、学習支援などの事業を活用した支援プランを実行していきます。 ●【生活福祉課、関係課】幅広い関係部局による庁内の連携を図るとともに、市関係機関以外の社会福祉法人やNPO、民間企業など幅広い関係者を巻き込んで、生活困窮者の自立を通じて地域の活性化につなげていきます。 ●【生活福祉課、障害福祉総務課、高齢介護課】地域包括支援センター、基幹相談支援センター、CSW、ケアマネージャーなど様々な専門機関と連携し、生活困窮者の発見・支援に結び付けていけるネットワーク体制を構築します。

基本施策

・ (3) みんなで「権利擁護のしくみ」をつくろう

現状と課題

- 権利擁護の制度については、市民の理解がまだ十分ではない状況です。地域の中では、認知症高齢者や障害のある人などで判断能力が低下し、支援を必要とする人が増えていきます。今後、さまざまな情報伝達手段を利用した情報提供をはじめ、地域でのいきいきサロンや住民座談会、民生委員児童委員などの関係機関・団体への研修などを通じて、権利擁護の制度について幅広く周知していく必要があります。
- 今後は、認知症高齢者などの増加が見込まれることから、成年後見制度の必要性は一層高まると考えられます。また、これまでは成年後見人として親族や専門職による対応は行われてきましたが、支援が必要となる人の増加により、ニーズが多様化していくことも考えられ、こうしたニーズにも対応していくために、法人後見や市民後見人などを推進していくことが求められています。
- 市では、認知症や障害のある人など判断能力が著しく低下し支援の必要な人が地域の中で自分らしく安定して暮らせるよう、成年後見制度の利用支援に取り組んでいます。近年少しずつ相談件数が増加していることから、市長申立による成年後見制度利用支援を充実させていく必要があります。
- また、近年、高齢者や障害者、子どもなど、さまざまな虐待の問題が深刻化しています。要介護の親と障害のある子どものいる世帯で虐待が発生するなど、複合的な事例が増加しており、個別の分野で対応することが困難な状況が見られます。こうした深刻な問題や事例に適切に対応できるよう、個別分野の対応力を高めるだけでなく、横断的・総合的に対応できる新しいかたちのネットワークづくりが必要となっています。

市民の声

- 当事者団体からは、保護者として障害のある子どものこれからの将来について不安という声。
- 住民座談会で成年後見についてのテーマから一般市民による後見人も今後は必要性が高いといった意見。
- 住民アンケートでは、将来的に手助けしてほしいことの中で契約や行政手続きの支援をして欲しいといった声。

めざす姿

計画スタート時

- ・権利擁護支援センターの周知を進めるとともに各機関との連携を進めていく状況です。

平成32年度（2020年度）時

- ・権利擁護に関する相談拠点としての権利擁護支援センターが定着し、総合的な支援ができる体制の確立をめざします。

施策・取組みの方向性

- 市民の人権意識を高め、子どもや高齢者、障害者に対するあらゆる権利侵害、身体的虐待やネグレクト、配偶者への暴力などを防ぎ、早期に発見できるよう、人権教育の浸透に努めます。
- また、判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害や精神障害のある人などの権利が守られ、必要な援助を受けることができるよう、サービス利用者の権利擁護について周知を図り、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進を行うとともに、判断能力が十分でない高齢者や障害者の権利を擁護するために、制度の構築と併せて市民後見人の育成・活用を図っていきます。
- これらの施策を進めていくにあたっては、平成26年4月に市社会福祉協議会への委託により設置された権利擁護支援センターが中心となり基幹相談支援センター、地域包括支援センター、CSWなどの専門機関、各種団体や地域の社会資源との連携・協力による支援体制を整備していきます。

成果目標

成果目標	現状	中間年度	最終年度
	25年度	29年度	32年度
権利擁護支援センターの認知度	—	30%	50%

活動指標

活動指標		現状	中間年度	最終年度
		25年度	29年度	32年度
①	日常生活自立支援事業新規契約件数	6人	10人	15人
	成年後見審判市長申立件数	4件	10件	14件
②市民後見人バンク登録者数		0人	10人	20人
③	虐待相談実件数（高齢者）	41件	52件	56件
	虐待相談実件数（障害者）	4件	50件	60件
	虐待相談実件数（子ども）	285件	240件	220件

基本目標3 みんなの顔が「つながるしくみ」をつくろう！

- ・基本施策（3）みんなで「権利擁護のしくみ」をつくろう

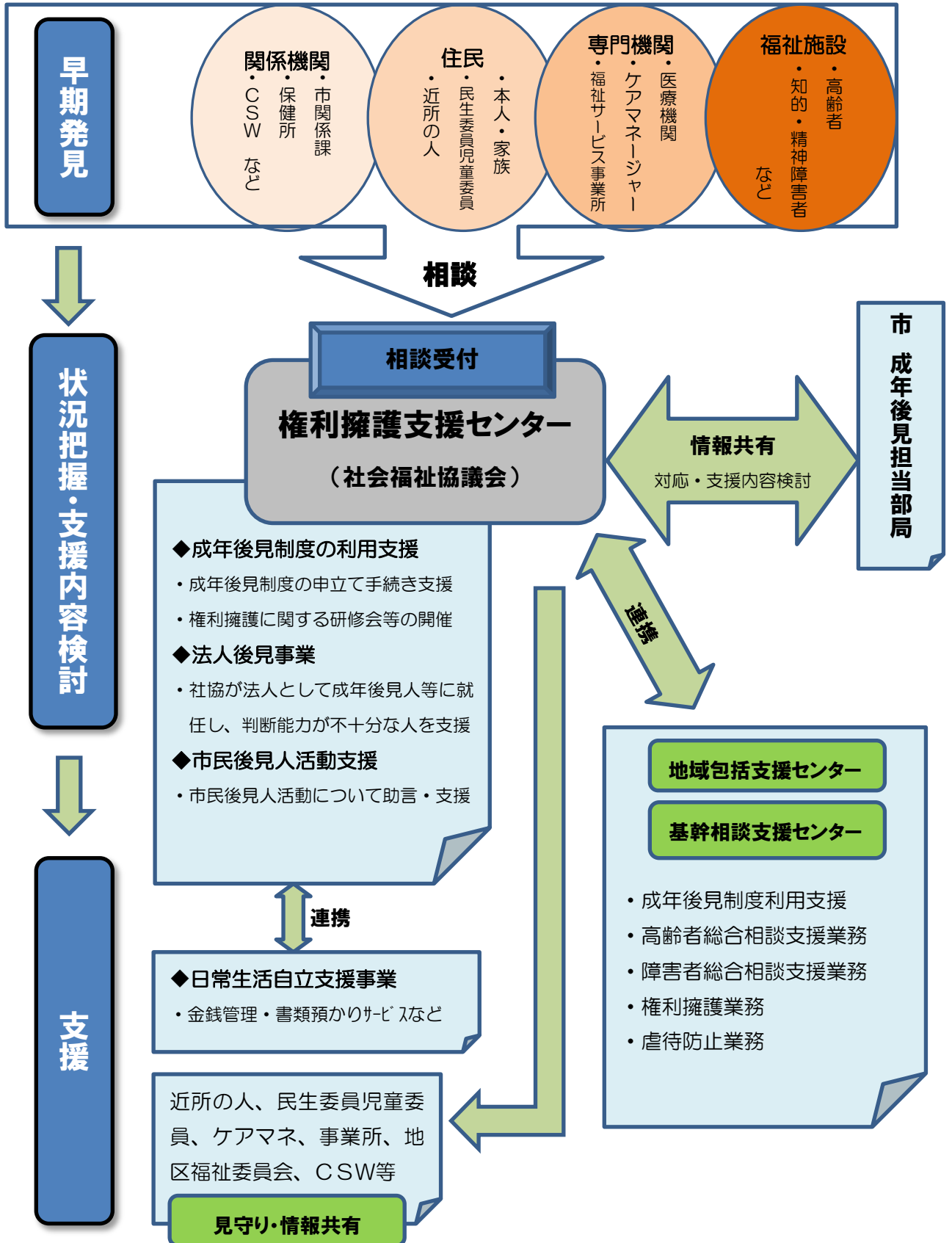
①

権利擁護の推進

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	<ul style="list-style-type: none">● 専門機関へ気兼ねなく相談しましょう。● 各々で権利擁護に関する知識を習得し学習しましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">● 地域で支援の必要な人を発見し専門機関へつなぎましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none">● 権利擁護支援センターの周知・利用促進、機能の充実を図ります。● 成年後見制度の利用促進を行います。● 法人後見による受任を行い利用支援に努めます。また市内の社会福祉法人やNPO法人に対しても法人後見の実施促進を図っていきます。● 日常生活自立支援事業の実施により判断能力が不十分な人の金銭管理などの支援を行います。
市	<ul style="list-style-type: none">● 【障害福祉総務課、高齢介護課、関係各課】 成年後見制度の周知啓発を行い、対象者の権利擁護を図ります。● 【障害福祉総務課】 権利擁護支援センターの運営支援をおこないます。● 【障害福祉総務課、高齢介護課】 市長申立てによる成年後見制度の利用の促進をおこないます。

◆権利擁護支援センターの支援のイメージ



基本目標3 みんなの顔が「つながる」しくみをつくろう！

・基本施策（3） みんなで「権利擁護のしくみ」をつくろう

②

市民による後見活動の推進

それぞれが中心となり展開していくこと

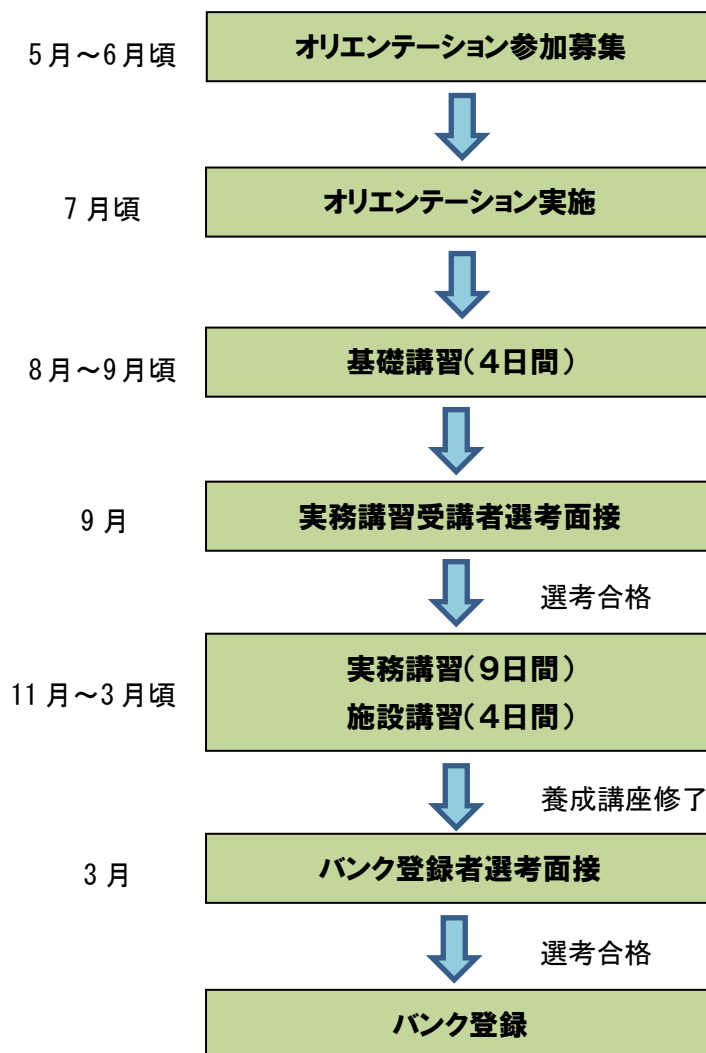
地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	<ul style="list-style-type: none">●市民後見人養成講座オリエンテーションに参加しましょう。●市民後見に関する知識を習得し、周りの人に伝えましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">●事業者は、市民後見人に関する理解を深め、事業所内における職員等に市民後見人の周知・啓発を行いましょ。●地域での研修会など市民後見人に関する内容も含めるなど、市民に浸透するように心掛けましょ。
社協	<ul style="list-style-type: none">●権利擁護支援センターが中心となって、市民後見人養成からバンク登録、受任後の活動についての助言・支援を行います。
市	<ul style="list-style-type: none">●【障害福祉総務課、高齢介護課、関係各課】市民後見人制度の周知・啓発に努めます。●【障害福祉総務課、高齢介護課】市民後見人の養成講座実施に関する支援を行います。●【障害福祉総務課、高齢介護課】市民後見人の活動についての助言・支援を行います。●【障害福祉総務課、高齢介護課】大阪府後見支援センターと連携し、市民後見人のバックアップ体制の構築に努めます。

市民後見人について

市民後見人とは、成年後見制度の新たな担い手として、地域で身近な関係を活かした支援を行う市民による後見人のことです。市民後見人になるためには、一定の研修を修了し、泉佐野市へ市民後見人のバンク登録をし、家庭裁判所より選任される必要があります。本市では、平成26年度から市民後見人養成事業を開始したところです。

今後、誰もが住み慣れた地域で安心して暮せるよう、市民後見人の後見活動に期待が寄せられています。

～市民後見人バンク登録までの流れ～



基本目標3 みんなの顔が「つながるしくみ」をつくろう！

・基本施策(3) みんなで「権利擁護のしくみ」をつくろう

③

虐待防止対策の推進

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	<ul style="list-style-type: none">●SOSの発信を行いましょう。●一人ひとりが人権尊重の意識を醸成し、すべての人に思いやりを持って接するようにしましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">●虐待が疑わしい場合は通報するなど早期発見への協力を行いましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none">●権利擁護支援センターにおいて虐待相談の24時間受付体制を整備します。
市	<ul style="list-style-type: none">●【子育て支援課】児童虐待などの防止及び早期発見・早期対応を図る為、関係機関・関係団体などにより構成される「要保護児童対策地域協議会」の連携強化を図ります。●【高齢介護課】高齢者虐待防止及び早期発見・早期対応を図るため、関係機関・関係団体などによって構成される「高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会」を開催します。●【障害福祉総務課】障害者虐待の防止、早期対応を図るため、関係機関・関係団体などとの連携、協力体制を整備します。

基本施策

- ・（４）みんなが「安心できる福祉サービス」を充実させよう

現状と課題

●子どもの保育サービスから高齢者の介護サービスまで、地域で安心して暮らすために、様々な場面で福祉サービスが利用されています。介護や子育ての「社会化」を図り、すべての人が安心して暮らすために、公的サービスの果たす役割は大きく、その充実が必要です。現在、公的福祉サービスの市場開放が進み、社会福祉法人だけでなく、多様な主体が介護保険事業をはじめとした福祉サービスを担うようになってきましたが、どのような法人であっても、公的サービスとしての質の高さが求められます。市は住民や福祉サービス事業者と連携し、適切なサービスを提供することが求められています。

市民の声

- 介護が必要になったときに、安心して福祉サービスが受けられるようにしてほしい。

めざす姿

計画スタート時

- ・必要なサービスの質の向上についての働きかけを行っていく状況です。



平成32年度
(2020年度) 時

- ・市民が福祉サービスを安心して利用できる体制の確立をめざします。

施策・取組みの方向性

- 福祉サービスの利用者が、自分に適したサービスを選択して受けることができるよう、高齢者福祉や障害のある人への自立支援、子育て支援、健康増進など、それぞれの分野にわたる公的サービスについて個別計画に基づき充実を図っていきます。
- 福祉サービス利用者が、福祉サービス事業者と対等な立場でサービスを選択して契約できるよう、苦情解決への対応や福祉事業者の指導、評価体制の充実を図ります。
- 地域社会に開かれた社会福祉施設の運営を推進します。

成果目標

成果目標	現状	中間年度	最終年度
	25年度	29年度	32年度
障害福祉計画における障害福祉サービス利用者の満足度（全体から「不満」「わからない・不明・無回答を除く合計」）	70.3%	72%	74%
介護保険事業計画における介護保険サービス利用者の満足度（「おおむね満足」「満足」の合計）	77.8%	80%	82%

活動指標

活動指標	現状	中間年度	最終年度	
	25年度	29年度	32年度	
①第三者評価実施事業者数（大阪府公表値）	0箇所	3箇所	6箇所	
②各種事業所連絡会の開催回数	ケアマネ連絡会 （連絡会主催事業含む）	5回	7回	8回
	障害福祉サービス 事業所連絡会	2回	4回	5回

基本目標3 みんなの顔が「つながるしくみ」をつくろう！

・基本施策（4）みんなが「安心できる福祉サービス」を充実させよう

①

安心して福祉サービスを利用できる体制づくり

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	<ul style="list-style-type: none">●市や市社会福祉協議会の広報やホームページ、回覧板、口コミなど年代に応じて多様な情報入手の手段を活用しましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">●福祉サービスについての勉強会などを実施しましょう（地区福祉委員会、民生委員児童委員協議会、長生会、当事者団体など）●福祉サービスを利用するのに不安な人に、CSW や地域包括支援センター、基幹相談支援センターなど適切な相談機関を紹介しましょう。
福祉サービス事業所	<ul style="list-style-type: none">●適切な福祉サービスの実施につとめましょう。●福祉サービスなどを評価・検証し、結果を周知していきましょう。●当事者組織、地域組織などが協力して施設見学会を行うなどして行っている福祉サービスを知ってもらうようにしましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none">●「いずみさの社協だより」やホームページなどあらゆる媒体を通じて福祉サービスに関する情報提供を行います。●地域での福祉サービスの勉強会などの実施の支援を行います。

<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●【全課】市の広報、ホームページをはじめ、各種媒体を通じた福祉サービスに関する情報提供を行います。 ●【関係課】各種相談事業や市の窓口を通じて、福祉サービスを必要とする人を把握し、サービス内容や事業所の紹介を行うなど、適切なサービスにつなげます。 ●【保健センター】がん検診や特定健診などの各種健（検）診の未受診者や、きめ細かな支援が必要な家庭に対し、市職員や専門職などが訪問し、必要に応じて適切なサービスの提供や支援につなげます。 ●【障害福祉総務課、高齢介護課、保健センター】介護認定の際や、障害者手帳、母子健康手帳交付時に必要な福祉サービスについての情報提供を行います。 ●【障害福祉総務課・高齢介護課・子育て支援課・広域福祉課】福祉事業者に対し、施設虐待の防止のための研修会を開催します。 ●【障害福祉総務課・高齢介護課・子育て支援課・広域福祉課】福祉サービス事業者に対し、情報開示や第三者評価と自己評価による開かれた事業運営を行うよう働きかけます。 ●【関係課】市民が福祉サービスに対する苦情を相談しやすい窓口体制を整備するとともに、適切な権限行使もしくは、権限を持っている窓口の紹介を行います。 ●【広域福祉課】福祉サービス事業者に対し、適切な事業運営を行うように、監査・指導を行います
----------	--

基本目標3 みんなの顔が「つながるしくみ」をつくろう！

- ・基本施策（4）みんなが「安心できる福祉サービス」を充実させよう

②

福祉サービス事業者の連携強化

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	●困りごとを相談しましょう
福祉サービス事業所	●各種福祉サービス事業者間の交流機会を設けましょう。 ●連絡協議会などを設置し、研修などを実施していきましょう。 ●地域の課題に対して、施設同士で連携して課題解決に取り組みましょう。
社協	●住民組織からの声（地域の課題）を事業所連絡会に届けます ●福祉サービス事業者間のみで解決できない課題を行政や地域と一緒に検討するための話し合いの場づくりを行います。 ●複数の福祉サービス事業者と共同で事例検討会を行います。
市	●【障害福祉総務課、高齢介護課】各種福祉サービス事業所におけるサービスの質の向上を図るとともに、事業所間の情報交換や交流、連携の支援を行います。

基本目標4

みんなで「地域の土壌づくり」をしよう！

基本施策

・（1）みんなで「暮らしやすい地域」をつくろう

現状と課題

- 近所づきあいの希薄化により、地域の扶助機能の低下とともに地域住民一人ひとりの地域福祉に対する意識が薄れてきている現状がみられます。
- 地域福祉の更なる充実のためには、市民の地域福祉の担い手としての福祉意識・協働意識の向上が大切です。現在、市内の全小中学校において児童、生徒をはじめPTAにおいても、支援学校との交流会や車イス、アイマスク体験、介助犬講演会等の福祉学習に取り組んでいます。このように、小中学校においての福祉教育の取組み、校区内の福祉施設の見学や子どもたちが高齢者や障害のある人などと出会うことにより、後の地域福祉の担い手としての意識を醸成します。
- 人権啓発事業として、町会・自治会と泉佐野市人権対策本部による人権問題町別懇談会や人権を守る市民の会により、人権の視点で福祉について考える取組みを行っています。また、事業所については、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会を通じてその取組みを行っています。
- 今後、すべての市民が地域で共生して暮らせる社会を実現するためには、高齢者や障害のある人が不安や不便を感じずに生活できる地域づくりに取り組む必要があります。行政がバリアフリー化を進めることはもちろん、行政、民間も含めて高齢者や障害のある人等に配慮したユニバーサルデザインを理解し、その推進に取り組むことが必要です。

市民の声

- 住民アンケートにおいて、近所同士の助け合いについて、「できていると思う」64%、「できていると思わない」36%という結果になっています。
- 住民アンケートにおいて、“ユニバーサルデザイン”への認知度については、「どんなものか説明できる」10.3%、「なんとなくきいたことがある」34.5%、「知らない」55.2%という結果になっています。

めざす姿

計画スタート時

・ユニバーサルデザインについてなんとなく聞いたことがあるといった状況です。

平成32年度 (2020年度)時

・ほとんどの人がユニバーサルデザインがどんなものを説明できることをめざします。

施策・取組みの方向性

- より多くの市民に身近な地域福祉活動への参加を促進するために、福祉意識・協働意識の向上する環境づくりを行います。
- 高齢者や障害者をはじめ、すべての人が安心して地域社会のなかで生活していけるように、ユニバーサルデザインを推進します。

成果目標

成果目標	現状	中間年度	最終年度
	25年度	29年度	32年度
ユニバーサルデザインの認知度	44.8%	50%	55%

活動指標

活動指標	現状	中間年度	最終年度
	25年度	29年度	32年度
①人権問題町別懇談会の実施率	86.0%	94.0%	100%
②小中学校における授業のユニバーサルデザインの取り組み率（“よくやった”の評価）	43.9%	80.0%	100%

基本目標4 みんなで「地域の土壌づくり」をしよう！

・基本施策（1） みんなで「暮らしやすい地域」をつくろう

①

福祉意識・協働意識の向上

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	●地域の行事、学校の行事に積極的に参加しましょう。
地域	●子どもから高齢者まで様々な世代が交流する場をつくりましょう。 ●住民同士が、異なる世代や立場を認め合い、「共に生きる」意識を醸成しましょう。 ●人権問題町別懇談会を開催し、福祉意識・協働意識の向上を図りましょう。
社協	●福祉講座を開催します。 ●地域福祉活動に理解を深めるための研修機会を支援します。
市	●【学校教育課】小中学校において福祉教育に取り組みます。 ●【関係課】生涯学習において福祉教育に取り組みます。 ●【人事課】職員研修において福祉教育に取り組みます。 ●【人権推進課】人権問題町別懇談会の開催を支援します。

基本目標4 みんなで「地域の土壌づくり」をしよう！

- ・基本施策（1） みんなで「暮らしやすい地域」をつくろう

②

ユニバーサルデザインの推進

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	●日常生活の様々な場面において、高齢者や障害のある人達が快適に暮らすことができるよう考え、実行しましょう。
地域	●情報発信の手法等、さまざまな活動を通じて、高齢者や障害のある人達が快適に暮らすことができるよう取り組みましょう。
社協	●ユニバーサルデザインを推進します。
市	●【全課】ユニバーサルデザインを推進します。 ●【関係課】公共施設のバリアフリー化を推進します。 ●【都市計画課】鉄道駅舎のバリアフリー化を推進します。

基本施策

・ (2) みんなで「集える場所」をつくろう

現状と課題

- 地域で安心していきいきと暮らすためには、気軽に立ち寄って話しができる場や、市民が話し合える場、活動拠点など、身近なところに集う場所があることが必要です。
- 市内の多くの町会・自治会では町会館や集会所が、また公民館や市民交流センター、次世代育成支援センターなどの公共施設が整備されていますが、十分に活用されていない場所もあり、既存施設を集える場として活用できる仕組みが必要となります。
- 市内には空き家が目立っており、持ち主が亡くなったり、引っ越したりして空き家がそのままになっているところがたくさんあります。防犯や防災の面でも危険な状況であり、空き家の適正な管理が求められるとともに、それらを有効に活用した地域づくり、まちづくりが求められています。

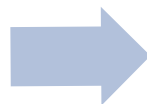
市民の声

- 町会館や集会所を開放し利用する機会を増やせば交流の場も増える。
- 空き家をコミュニティの場にすればいい。
- 町会館が地域の中心部から少し離れた場所にあり、子どもや高齢者は利用しにくい。

めざす姿

計画スタート時

- ・身近なところに地域の交流の場がない所もある状況です。



平成32年度（2020年度）時

- ・各地域ごとに身近な場所として誰でも気軽に集まれる拠点があることをめざします。

施策・取組みの方向性

- 地域活動を促進するため、地域住民が利用しやすい活動拠点の確保に努めます。

成果目標

成果目標	現状	中間年度	最終年度
	25年度	29年度	32年度
気軽に交流できる場所が身近にあると思う人の割合	—	25%	50%

活動指標

活動指標	現状	中間年度	最終年度
	25年度	29年度	32年度
① 空き家を活用した地域拠点の設置箇所数	—	1箇所	5箇所
① 既存施設（生涯学習センター、公民館、社会福祉センター、市民交流センター）の延べ利用者数	435,411人	460,000人	475,000人

基本目標4 みんなで「地域の土壌づくり」をしよう！

・基本施策(2) みんなで「集える場所」をつくろう

①

各圏域での地域福祉拠点づくり

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	<ul style="list-style-type: none">●空き家の情報を提供しましょう。●空き家を活用するアイデアを出しましょう。●近所の人に呼びかけて、茶飲み話をしましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">●町会館を活用しましょう。●既存の施設を活用する事業を考えましょう。●参加者の特技を生かし、みんなが主役の居場所をつくりましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none">●利用者が主体的に関われる居場所づくりを支援します。●誰でも気軽に集まれる場として、コミュニティカフェを市社協内に設置・運営し、市内全域への設置を促進します。
市	<ul style="list-style-type: none">●【関係課】地域住民が気軽に集うことができる場として町会館、公民館、社会福祉センター、市民交流センター、次世代育成地域交流センターなど既存施設の利用促進を図ります。●【教育総務課】小中学校を地域の交流の場として活用出来るように、学校施設の開放を推進します。●【まちの活性課】商店街の空き店舗などを交流や活動の場に活用できるよう研究を行います。●【障害福祉総務課、都市計画課】市内の空き家を地域活動拠点として活用できるようなシステムづくりの検討を行います。